

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026001171

- 2 件 名 フルカラー広幅複合機賃貸借（鳴子総合支所地域振興課）

- 3 納 入 場 所 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣 86 番地 1

- 4 リース期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日

- 5 別 添 書 類 （1）仕様書
 （2）積算内訳書

- 6 担 当 部 課 鳴子総合支所 地域振興課

[illegible]

積 算 内 訳 書

品 名	規 格 等	単位	数量	期間 (月)	単 価 (円/月)	金 額 (円)	備 考	
							参考品(メーカー名, 品名, 品番)	
フルカラー広幅複合機	フルカラー広幅複合機A0判対応 (スキャナー・プリンター搭載)	台	1	60ヶ月			リコー IM CW2200H (5年間保守付)	
小 計								
消費税及び 地方消費税額								
合 計								

仕 様 書

1. 納入台数及び納入場所

- (1) フルカラー広幅複合機 1 台
- (2) 納入場所 大崎市鳴子総合支所地域振興課
(大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣 86 番地 1)

2. リース期間 令和 8 年 12 月 1 日～令和 13 年 11 月 30 日

3. 支払方法 翌月末払い (60 回)

4. 導入目的

- (1) 納入機器は、大崎市で構築している内部情報系ネットワークに接続する。

5. 共通事項

- (1) 機器の仕様については、別紙 1 のとおりとする。
- (2) 本仕様書や、別紙 1 に記載がない場合にも、本機器の正常な動作に必要な部品機器等は付加すること。
- (3) アプリケーションは、ライセンスとして納入も認めるが、納入初期状態に戻せるようにインストール用媒体(DVD 等)を 1 アプリケーションにつき 1 以上提供すること。
- (4) 納入機器本体及びその他の付属品について、リース期間内は納入者が保守を行う。(消耗品は除く)
- (5) セットアップ等の区分については以下のとおりとする。
 - ① 大崎市で構築している内部情報系ネットワーク…大崎市
 - ② その他のセットアップ…納入業者

6. リース期間満了後の取り扱い

- (1) 期間満了後は、大崎市の判断により機器を返却してリース契約を終了するか、又は再リースするか、又は大崎市が買い取りとする。
- (2) 機器撤去費
 - ① 納入機器のリース期間満了後の、機器の撤去にかかる費用は貸主の負担とする。
- (3) 機器等の買い取り
 - ① 納入機器のリース期間満了後に、大崎市が機器の買い取りを行う場合には機器残存価格にて大崎市に売却する。
 - ② 残存価格については、契約時に大崎市に提出するものとする。リース契約の更新した場合も同様とする。
 - ③ 機器を買い取りした際には、アプリケーション等のライセンスは大崎市に引き継ぐこと。

7. 機密保護

- (1) 本契約内で得た情報に関し、機密保護を確実に行うこと。
- (2) リース期間満了後のハードディスク内のデータに関し、機密保護を確実に行うこと。

8. 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9. 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10. 三者契約について

三者契約も可とします。

なお、三者契約を行う場合は次のとおりとします。

- (1) 入札は、公告の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に記載のと通りの業種、部門に登録のある業者が行います。
- (2) 第三者は大崎市の入札参加登録業者とします。
- (3) 公告の入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項 3 (1) ウに記載のある書類の他に、第三者の入札参加登録通知書の写しを同封する事とします。

11. その他

- (1) 本仕様書の細部におよび本仕様書に疑義が生じた場合には、大崎市と打ち合わせの上その指示に従うこと。
- (2) 入札金額は、60 ヶ月の総額（税抜）を記載すること。
- (3) 請求書・通知等の送付先
大崎市鳴子総合支所地域振興課 〒989-6892 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣 86 番地 1

1. 件 名 フルカラー広幅複合機賃貸借
2. 設置場所及び台数 鳴子総合支所(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1)
3. 賃貸借期間 令和8年12月1日～令和13年11月30日(60ヶ月)
(納入時期については契約後協議とする)
4. 料金体系
 - (1)機器使用料に5年間の保守が含まれること
 - (2)大崎地域に保守拠点を有し、9時から17時までオンサイト保守
対応が可能なこと。
 - (3)インクカートリッジ・定期交換部品については含まないものとする
 - (4)搬入費・設置調整費は設置業者の負担とする
5. 保守
 - (1)定期点検を実施すること
 - (2)機器が故障した場合、90分以内に故障の対応に当たれること
6. 機 能

機能については下記のとおりとする

新品「リサイクルパーツ等」(再生プラスチック材や一度使用された
製品からの再使用部品等をいう)を使用せず、未使用機であること。

(1)基本機能/コピー機能

①メモリー	6GB
②HDD	320GB
③カラー対応	フルカラー
④複写原稿	A0～A4
⑤ウォームアップタイム	40秒
⑥リカバリータイム(スリープからの復帰)	4秒
⑦ファーストコピータイム(A1ヨコ)	モノクロ 36秒 フルカラー 66秒
⑧連続複写速度(毎分)	A 0 タテ モノクロ 1.1 枚 カラー 0.6 枚 A 1 ヨコ モノクロ 2.1 枚 カラー 1.2 枚
⑨複写倍率(ズーム)	2 5 %～4 0 0 %
⑩給紙方式	ロール 1 段+手差し オプション: A 0 ロールペーパーホルダー
⑪連続複写枚数	9 9 枚

⑫電源	1 0 0 V、1 5 A
⑬最大消費電力	1 8 0 W
⑭大きさ	W1,384×D756×H1,220mm
⑮機械占有寸法	W1,384×D1,565mm
⑯重量	120kg

(2) プリンター機能

①解像度	600dpi×300dpi、600dpi×600dpi、1,200dpi×1,200dpi
②メモリー	6GB
③連続プリント速度(毎分)	A0 タテ モノクロ:1.9 枚 フルカラー:1.1 枚 A1 ヨコ モノクロ:3.8 枚 フルカラー:2.1 枚
④インターフェース	イーサネット(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)、 メディア(USB2.0)から直接プリントが実行できる事

(3) スキャナー機能

①スキャナー形式	カラー スキャナー
②メモリー	6 G B
③最大原稿読み取り	モノクロ 定形 A 0 カラー 定形 A 0
④スキャン to フォルダ	新たにソフトをインストールせず、 ネットワーク上の共有フォルダに データを直接保存
⑤スキャン to メディア	スキャンした文書を USB2.0 や SD カード(32GB 以下)に 直接保存が可能
⑥環境基準	・環境影響化学物質の削減 (RoHS 指令に適合) ・「エコマーク」の基準に適合 ・「国際エネルギースタープログラム」の基準に適合 ・グリーン購入法適合商品
⑦脱炭素社会の実現	・スリープモード時の消費電力は 0.64W ・最大消費電力も 137W
⑧その他	複写機移転転倒防止器具を取り付けること。 ・震度7相当への対応可能なこと。 ・対象物はキャスターを備えた複写機のキャスター軸に装着できるものとする。 ・設置後メンテナンス時にワンタッチで着脱できるものとする。 ・ゴム等の緩衝材を有し、エネルギー吸収可能な構造であることとする。

⑨参考機種

リコー IMCW2200H

同等品による入札を認める。ただし、その場合は、別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき、必ず入札前に同等品の確認を受けること。